

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

快適な生活環境まちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県浅口郡里庄町

3 地域再生計画の区域

岡山県浅口郡里庄町の全域

4 地域再生計画の目標

里庄町は、岡山県の西南部に位置し、東西・南北共に約 5 キロメートル、面積 12.23 平方キロメートルを有し、東は鴨方町、西は笠岡市、南は寄島町に隣接しており、平成 17 年 4 月 1 日現在における人口は、11,047 人である。

本町は、交通条件に恵まれていることもあり、工作機械、食品製造、電子部品、製菓等の企業が相次いで進出するなど工業化が進み発展している。また、水島工業地帯と備後工特地区との中間に位置するため、それらに立地する企業への従業員の居住地として年々宅地化が進み、ベッドタウン的な性格を強めている。

近年、生活様式の変化や産業活動の進展に伴い、森林や田園環境の保全・育成をはじめとして快適で景観的にも優れた住宅地の形成、ごみの減量化やリサイクルなどを通じて、豊かな環境の保全に取り組む必要がでてきている。

このため、本町では、住民等との協働による環境保全活動の推進など総合的な環境対策を促進し、環境に優しい持続可能な地域社会の形成を目指している。そのなかでも、特に、河川やため池の水辺空間や緑あふれる田園空間等の地域環境は、町民共通の財産として将来にわたり保全・活用していくためにも、快適な生活環境と河川等の水質の浄化を図る公共下水道等の整備を推進することを重点施策としている。

環境にやさしい循環型社会の形成を目指し、「ふるさと里庄」の豊かな環境を育むまちづくりの再生を図る。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を 37.4%から 56.5%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

住民の環境への関心が高くなっていくなか、文化的で快適な生活空間を創造するために、特に公共下水道への期待はますます膨らんでおり、生活環境においても環境保全と住環境の快適性が求められるようになってきている。

平成 2 年度に合併浄化槽設置整備事業に着手し、平成 16 年度末において 650 基が補助対象として設置されている。

また、平成 12 年度には公共下水道の事業認可を受け、隣接する笠岡市との広域化・共同化により事業を進め、笠岡終末処理場において汚水処理を行っている。そのため、町西部より整備を行い、平成 16 年 10 月より一部供用開始し、現在も区域の拡大を行っている。

汚水処理整備事業については、汚水処理人口の普及率向上を目標に、公共下水道事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業の 2 事業を効率的かつ適正な汚水処理施設の整備を一層促進していく。

また、住民との共同による環境保全活動の推進のため、「町内一斉クリーン作戦」と称し、町民、企業が一体となり、地域の美化活動として町内の一斉清掃を行っている。身近な場所の清掃活動を行うことにより環境保全への意識の高揚に努めている。

環境問題への住民意識を高めるとともに、更なる取り組みに努めるなど、快適で住み良い生活環境を重視した一体的なまちづくりを図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも里庄町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 公共下水道事業で整備した区域以外の下水道計画区域
- ・浄化槽 公共下水道事業認可区域以外の区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 17 年度～21 年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 管渠 ϕ 75～800 L = 25,500m
 - ・ 浄化槽（個人設置型） 5人槽 46基、7人槽 128基、10人槽 7基
- なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。
公共下水道 3,080人、浄化槽 507人

[事業費]

- ・ 公共下水道 2,569,700千円
(うち、単独 569,700千円)
(うち、国費 1,000,000千円)
- ・ 浄化槽（個人設置型） 66,314千円
(うち、国費 22,104千円)
- ・ 総事業費 2,636,014千円
(うち、単独 569,700千円)
(うち、国費 1,022,104千円)

5-3 その他の事業

「町内一斉クリーン作戦」と称し、住民協働による環境保全活動推進のため、地域の美化活動として町内の一斉清掃を行っている。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし